

平成31年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（平成31年 3月12日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		諸般の報告（予算委員会の正副委員長選任報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	発議第 1号	教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書の提出 について
日程第 5	発議第 2号	消費税率の10%への引き上げ断念を求める意見書の提 出について

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課 総括主幹	佐々木 京 君
企画課 総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課 総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課 総括主幹	新宮 信幸 君
税務課 総括主幹	今村 力 君
産業課 総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課 総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム 総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課 総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課 総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君
浜 口 雅 史 君

(開会 9時58分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから平成31年第1回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程 を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により1番 須崎 栄子 議員、2番 椎名 徳次 議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告 を行います。諸般の報告については、本定例会第2日目に設置されました。平成31年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に竹中 進一議員、副委員長に須崎 栄子議員以上のとおり互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問 を行います。通告の順に従い、発言を願います。長浜謙太郎議員の新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略の分析についての発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略の分析についての一般質問をいたします。東京への一極集中是正と地方の人口減少に歯止めをかけるため、鳴り物入りで始まった地方創生。担当大臣も置かれ、その言葉が声高に叫ばれる中、メディアもこぞって自治体の取り組みや関係者の姿について取り上げました。しかし、時は流れ、今や地方創生のスローガンはめっきりと聞かれなくなり、1億総活躍社会や働き方改革の単語がそれに変わり、かつての過熱ぶりはすっかりなりを潜めてしまいました。当町は地方創生の大号令に先立って早くから定住・移住などの各種政策に積極的・先進的に取り組み、既に一定の成果を出していたが故に、いざ取り組むにあたって国の意図するメニューには中々合致せ

ず、歯がゆい思いをしていたと実感しております。看板の挿げ替えとも言える、また猫の目のようにめまぐるしく変わる国の動きに翻弄されつつも、当然その動きを無視する訳にはいかず、意向に沿う形で進めていかなければならない中、そして一見地方に自由な裁量を与えているように見えてもある程度の制約に縛られるという現実。私自身、地方創生とは一体何なのか、何だったのかという思いでもあり、おそらく行政の現場においても同じような心境であろうと推察いたします。予算説明資料にも記載がございますが、新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年度から平成31年度までの5年間の推進期間が終わりを迎える目前、また第5次新冠町総合計画の計画期間が終了し、新たに第6次新冠町総合計画を策定するにあたり、この総合戦略で掲げた重点戦略の基本目標について伺います。①総合戦略を推進していくため、毎年進捗状況や達成度について新冠町総合戦略推進会議において意見をいただきながらPDCAサイクルに基づき検証・見直しを行っていくとあったが、その詳細は。②重点戦略の基本目標における数値目標や重要業績評価指標（KPI）について、上方修正・下方修正を要するものがあると思うが、その詳細は。③以上を踏まえ、総合計画と連動した形で施策を推進するにあたり、新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように分析しているのか。3点について、見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁をお許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の、新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略の分析について、お答えいたします。国は、平成26年に人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、それを踏まえ5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、市町村においても地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定が求められたことから、町は平成27年に新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。策定にあたりましては、法令により国及び北海道の総合戦略を勘案して策定したところでございます。総合戦略の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としておりまして、基本目標につきましては、人口減少・人口構造問題を変え、地方創生を実現させるため、1点目として、新冠町における安定した雇用をつくる、2点目、新冠町への新しいひとの流れをつくる、3点目、若い世代が安心して新冠町で結婚、出産、子育てができる環境をつくる、4点目、時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、多様な主体と連携することを掲げてございます。ご質問の1点目の進捗状況につきましては、昨年、新冠町総合戦略推進会議で平成28年度の実施状況により、中間検証という形で行っており、進捗状況の概要を申し上げますと、具体的事業として49事業を盛り込んでございまして、これまで町が取り組んできました農業担い手確保事業、定住移住事業、子育て支援などの既存事業が33、空き店舗活用事業、観光振興事業などの新規事業が16ございますが、実施済、実施中が39事業、未実施が10事業となっております。数値目標の部分では、新規雇用者、起業者数は目標40人に対し17人で進捗率42%、観光入込客数は目標44万人に対し35万人の進捗率79%、20代から30代の転出入

者の差は目標40人に対しマイナス4人の進捗率マイナス10%など9項目平均で58%の進捗率となっております。また、重要業績評価指標、KPIの部分では、農業経営体数は目標250に対し258の進捗率103%、新規雇用者数は目標35人に対し17人の進捗率48%、起業件数5件の目標に対しゼロなど14項目の平均で55%の進捗率となっております。出席委員からは、合計特殊出生率の性格、企業誘致に関し具体的な企業進出の可能性、人口減少は緩やかであるが労働力不足の現状に関する事、町の様々な事業の効果的なPR方法、後継者対策の施策などについて、意見や質疑があったところがございます。なお、推進会議での委員の意見や進捗状況を勘案いたしまして、見直しの必要性は特にないものと判断してございます。次に、ご質問の2点目でございますが、基本目標における数値目標の設定は2060年を展望した人口ビジョンにおける人口の将来展望を達成させるための数値を設定しているほか、重要業績評価指標、KPIは事業成果を見る指標として設定しているところでございますが、いずれの事業にありましても、上方修正・下方修正は行わず事業内容や実施事業の検討をしながら、平成32年度には第2期総合戦略の策定も控えておりますことから、その中に反映させていきたいと考えてございます。最後に、ご質問の3点目でございますが、総合戦略は、人口減少対策を特に重点戦略として総合計画と連動しておりまして、総合戦略に記載している新規事業につきましては実施に至っていない事業が多い訳でございますが、数値目標やKPIについては中間年としては概ね達成しているものと考えており、このことはこれまで町が行ってきた定住・移住対策や企業誘致、子育て支援等の成果が反映されているものと思っております。第2期に向けまして、新たに取り組んでいる給食費の無料化や出産祝い金事業などの子育て支援事業、新冠インターチェンジ開通に向けた新たな人の流れの創出のほか、労働力不足、担い手不足といった、今後より一層課題が顕在化する分野においても施策や事業を検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） 長浜議員。再質問ございますか。（なしの声あり）

○議長（芳住革二君） 次に、荒木正光議員の、新冠町有墓地の管理状況と「合葬墓」の必要性についての発言を許可いたします。荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。議長の発言の許可をいただきましたので、私は新冠町有墓地の管理状況と跡取りや墓の継承に不安を抱く町民が共同で利用することができる合葬墓の必要性について、質問をさせていただきます。当町には、新冠町有墓地の設置及び管理条例に基づき、判官館霊園のほか町内の14地区に共同墓地が設置されております。近年の社会状況は、従来のお墓のあり方に対し大きな変化を求めています。核家族化・少子化・高齢化社会を迎え、また生活スタイルが非定住化している昨今、代々受け継がれることを前提にしてきた従来のお墓では、現代の様々なニーズに十分な対応ができなくなっていると思います。特に結婚をしない、子どもがいない、子どもが娘だけ、身寄りがいない、子どもに負担をかけたくないといった方々にとって、自分のお墓、自分達のお墓をどうするかという悩みは切実で、守り手のいないお墓をどうするかという問題に直面

しています。死は誰でも必然的に迎えるものであり、その死後を託す墓をどうするかは大きな問題であります。代々ご先祖さまから継承してきた墓が、自分の代で継承できない場合などは深刻な悩みとなります。そこで、1点目。少子化などの影響により家系が途切れたり、子孫が地域を離れて継承する意思がなかったりするなどしては、墓は建っているが何年も管理されておらず、放置状態にある墓があると思いますが、その数は把握されているでしょうか。まず、お聞きをいたします。2点目。近年、墓参りをするのが困難。墓参りをする人がいないことを理由に墓じまいした例があるかどうか。あるとした場合、その数とその後の利用状況。跡地に別の墓が建立されているかどうか。それとも、そのまま空地になっているのかどうかについてでございます。3点目は、継承すべき親族や縁故者などがいない墓、いわゆる無縁墳墓の数を把握されているかどうか。以上、3点は管理状況について把握している範囲でお答えをいただきたいと思います。最後4点目ですけれども、こうした人口減少・少子化という社会情勢や時代背景の中、継承問題や維持管理をはじめとする様々なお墓の悩みを抱えている方々のために、宗教色を排除した一つの墓の中に焼骨した遺骨と一緒に埋葬する合葬墓を設置すべきと思いますが、町長は合葬墓の必要性をどのように考えているか。以上について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 荒木正光議員からご質問の、新冠町有墓地の管理状況と「合葬墓」の必要性について、お答えいたします。合葬墓とは、他の人たちの遺骨と合せて一緒に埋葬し、そこに建てられた共有のお墓のことを言い、寺院や霊園によっては合葬墓を合同墓や共同墓、さらには合祀墓と呼ぶ場合もあるようですが、議員おっしゃるような一般的な呼び名である合葬墓として答弁を進めてまいりたいと存じます。1点目でございます墓地の管理状況についての①「墓は建ってはいるが、何年も管理されずに放置状態となっている数を把握しているのか。」についてですが、一般的にお墓参りに出向かれるのはお彼岸やお盆が主かと思われませんが、お参りに出向く機会はそれぞれの方の都合により多岐にわたりますので、現時点におきまして把握できておりませんし、墓地を維持管理上清掃等をしている状況下では、調査することも困難であると考えているところでございます。次に、②「墓じまいをした例はあるのか、あるとした場合、その跡地の利用状況についてはどのようなになっているのか。」についてですが、ここ数年の間におきましては、遠方に居住している方や町からの転出を期に墓石を整理し、区画を返還し、居住先または転出先の納骨堂や霊園に改葬するケースが年に2件から3件ほど見受けられ、返還された跡地は、毎年春先に公募し、希望者へ使用許可しているところでございます。応募者数は、年に1件から2件と少ない状況になってきていることから、徐々に空き区画が増え、現在8区画となっているところでございます。次に、③「親族や縁故者がいない墓、いわゆる無縁墳墓の数を把握しているのか。」についてですが、現状におきましては無縁墳墓に関する問い合わせや連絡がないため、把握はできてございません。次に、2点目の合葬墓の必要性についてですが、合葬墓は公営のほか民営や寺院が運営するものがあり、その管理方法は様々である

と聞いているところでございます。公営の場合は、宗教色を出さない配慮をした上で、納骨日を限定するなどの制約はあるものと思われませんが、合葬墓の管理を霊園側にお願いできるため、お墓を守ってくれる親族、あるいは子孫がいない場合や現存の墓じまいの場合などにも利用する人が増え、さらには費用面でのメリットからも近年注目されていることは承知しているところでございます。また、その一方、他人のお骨と一緒に埋葬され、混ざり合ってしまうなど、合葬に対しての抵抗感や喪失感を持たれる方もいるやにも伺っております。以上申し上げましたように、メリットとデメリットが考えられる合葬墓ではありますが、遠くない将来、我が町にも合葬墓が必要とされる時代がくるときに備え、道内の先進地事例を参考に、議員ご指摘の内容を踏まえ、町民のニーズに応えられるよう調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） ただいまの町長の答弁の中で、判官館霊園も墓じまいをした後の区画を公募しても応募者が少ないというそういうような状況で空き区画が増えているとのことでもあります。これもですね、墓地で墓石を建てる従来の区画に借り手が見つからないということは、合葬墓のニーズも高まっている一つの要因とも思われますし、町長も必要性は認識されているものと解釈をしています。今答弁があったように、費用が安くすむなどのメリットがある半面、デメリットも多くあります。新年度ですね、隣町の新ひだか町や浦河町でも合葬墓を設置することとありますので、答弁にあったように道内の先進地を含めですね、よく調査をして町民ニーズを把握するアンケート調査や、それから石材関係者の意見交換をですね、開催をして判断をしていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 荒木議員の再質問にお答えします。議員お提言のことにつきましては、今後の調査検討の中で活かさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、荒木議員の一般質問を終わります。

○議長（芳住革二君） 次に、竹中進一議員の、道の駅「サラブレッドロード新冠」のリニューアル計画は、の発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。なお、この道の駅「サラブレッドロード新冠」リニューアルにつきましては、同様の内容について昨年第1回定例会において同僚議員からの一般質問もございましたし、私も以前の定例会において仮称新冠インターチェンジ導入道路付近へのパーキングエリア構想について一般質問いたしましたし、さらに機会を見ては関連いたす発言もさせていただいているところでございます。以前より、このリニューアルプロジェクトは庁舎内でプロジェクトチームによる検討がなされ、高規格幹線道路日高自動車道の

仮称新冠インターチェンジが開通する時を目標として財政負担等を含めた検討をするとのことで、最終結果を出し、平成28年活動を終えたとの報告を受けております。道の駅ゾーンリニューアルについて、町長の町政執行方針の中で、去年は厚賀インターチェンジの開通によるリニューアル。本年においては、新冠インターチェンジ開通を見据え、立ち寄り数の増加を見越したリニューアルの必要性について述べられておりますが、このタイミングをとらえて早期整備の必要性は大変高まっているのではないのでしょうか。今、高規格幹線道路日高自動車道苫小牧市植苗から浦河までの120キロメートル区間のうち、厚賀インターチェンジまでの59.7キロメートルが昨年4月21日に開通し、厚賀静内間の工事が今まで以上のスピードで工事が進捗いたしております。新冠の高江に予定されている仮称新冠インターチェンジ付近までの工事も急ピッチで行われておりますし、開通までの期間はそれ程かからないのではないかと思います、その後具体的な検討がなされていないかについてお伺いいたします。この仮称新冠インターチェンジが開通いたしますと、苫小牧東インターチェンジから高規格道路には途中でトイレ等の設備が整ったパーキングエリアやサービスエリアなどが全くなく、仮に道央自動車道から日高自動車道に乗り入れた場合、札幌方面からだと美沢パーキングエリアから。一方、苫小牧方面からだと、樽前サービスエリアからの間、およそ70、80キロメートルの間トイレがない状態となりますので、新冠の道の駅は相当の利用客の増加が予想されます。また、仮称静内インターチェンジが開通いたしましたとしても、当初予定されていた厚賀静内間の道路予定延長が15キロメートルから16.2キロメートルとなり、新ひだか町市街地手前に予定していましたインターチェンジが、津波災害を考慮して市街地を通り過ぎた地点に設置される予定となっておりますので、新ひだか町市街地に向かうドライバーも仮称新冠インターチェンジで降りることとなると思いますので、相当数の利用者を見込むことができると思います。厚賀静内間の高規格道路は、当時設置されましたPI委員会において最高速度は80キロメートルにすること、できるだけ方側2車線の4車線にすることなどが提言されておりましたので、さらに快適な道路になるのではないかと期待をいたすところでございます。併せて、昨年厚賀インターチェンジが開通した際には、中々見ることができない高級外車やスーパーカーなどを見かけることができましたが、他にはない自然の景観を求めてドライブに来られる方々が相当数いるのではないかと考えられます。そこで、現在の道の駅ですが、駐車場のスペースが狭く、春の連休時などは交通整理の人員を配置いたし対応いたしておりますが、満車の場合は第2駐車場を利用するように誘導しているようですが、トイレに寄っていただきお土産等の買い物をしてもらいたいこととなる訳ですが、近くに駐車できない方々の多くのお客さんは素通りして、他の場所への移動をされるのではないのでしょうか。現在の施設及び敷地内では、駐車許容台数大幅増加を見込むことは困難であると思いますが、施設の裏側をJR日高線が通っていますが今後どのような展開になるかまだ方向性は決まっておりますが、町長の意思は固まっているようなので今後もいろいろな解決しなければならぬ状況もあると思いますが、廃止となった場合新聞報道

では公共に供する場合は払い下げの可能性もあると伺っておりますので、近い将来にこの用地を活用できることも想定しながら、施設自体の大幅な改修を含め、より実効性が感じられるリニューアル事業を慎重にかつスピード感を持って進めるべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の、道の駅「サラブレッドロード新冠」のリニューアル計画は、についてお答えいたします。新冠の道の駅は、平成9年6月に日高管内3箇所目の道の駅としてオープンしてございまして、当時全道で43番目、現在道内には120を超える道の駅が整備されており、道の駅の機能として、ドライバーがトイレや休憩のために立ち寄る休憩機能を持つ施設づくりを中心に整備が進められてきた訳でございまして、徐々に地域の特性を活かし地元産品の直売所や特色あるテナントを主体にした魅力ある道の駅が開設されたこともあり、当町の施設規模では、運営面の努力・工夫だけでは立ち寄る利用者のニーズを満たすことはできなくなってきてございまして。町では、昨今のニーズを取り込んだハード面の大規模改修について協議検討するため、平成25年9月に、庁舎内部に道の駅リニューアルプロジェクト会議を立ち上げ、平成28年9月までに道の駅の課題と問題点の洗い出し、解決策の協議検討を重ねた結果、改修の基本的な考え方として、高規格道路の延伸、新冠インターチェンジの開設など新冠町の交通事情が大きく変わる時を目標とすること、また駐車場及びレ・コード館と道の駅施設間の有効活用については、財政負担額を把握した上で、早い時期に検討するとしたものでございまして。道の駅のオープンから21年が経過し、施設の老朽化に加え、昨今特色ある道の駅をドライブの目的地とする利用者の動向から、質の向上や機能強化、さらには農業・観光・福祉・防災・文化等が感じられる当町らしい特色ある施設づくり、加えて新冠インターチェンジ開通を見据え、利用客増加に伴う駐車スペースの確保といったこともございまして。一方、財政面においても多額の費用を要する施設改修に対する財源の確保など様々な課題もございましてし、隣接している鉄道用地の関係から管内で議論を重ねてございましてように、JR日高線の推移を見なければならぬといったこともあると考えてございまして。平成31年度執行方針でも申し上げますが、関係機関からもリニューアルを望む声もありますことから、リニューアルの検討を進めていくとしてございましてので、議員のご指摘にございまして道の駅の重要性や駐車場のスペースの問題など、町としても十分認識をしているところでもありますので、前段申し上げました諸課題を踏まえ、検討を進めてまいる所在でございまして。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。サラブレッドロード新冠は、オープンいたしました当時としては真新しい機能を備えた素晴らしい施設として今日まできた訳ですが、今は利用されるお客さんも年々増加傾向で、それに対応すべく、先程町長さんの答弁の中にもございましたように、役場、当事者は担当

者はもとより議会においても最近の道の駅を各地視察いたしております。種々の改修の必要性は認識いたしているということでございますけれども、私的な考えでございますけれども、まず駐車スペースの拡大について先にも申し上げましたが、JR日高線の動向を見据えながら、もし利用できるような状況になりました場合には女子トイレの部分を移動してでも道の駅裏側へのアクセスができるようにして駐車スペースを確保することはできないでしょうか。次には、トイレが暗い、和式トイレも洋式が望まれているのではないかと。あと、物産館、花屋さん等は相当手狭になっております。レストランに至っては、中の構造が吹き抜けになっており無駄な空間が多く、一階部分の暖房効果が悪い、窓は複層ガラスにもかかわらず結露で水が溜まっている状態。現在、団体客への対応はレ・コード館で弁当の対応となっているようですが、吹き抜けの部分改修し、二階のフロアを広げるとある程度の団体客にも対応できそうな感じがいたします。さらに、多くの道の駅では、トイレの往復の際売店やレストランに誘うような道線となっており、物産などを見ていただき、ちょっと目に入ったものを一つでも買っていただけるようになっております。今後、ますます増加が期待できるお客さんへの対応として、道の駅内の各フロアのレジ会計システムを一カ所に集約して対応することはできないでしょうか。さらに、キャッシュレス決済もできるようにいたすと、レジに係る時間が大幅に短縮することができます。お店の合理化とお客さんへのサービス向上のために取り入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問について、答弁させていただきます。先程も申し上げたところでございますが、これからマイタウン30委員会とも施設改修の検討を進めてまいりますので、検討の際には議員からご提言のございました様々な施設の改善点につきまして、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、IT農業の推進の発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 通告いたしました2軒目、IT農業の推進を一般質問いたします。今や農業のIT化は急速に進み、畜産・畑作・水田・施設園芸・収穫物の選別加工などのほか、あらゆる分野において実用化されてきており、我が町での例としては町が補助制度を設けて奨励しているハウスの自動換気装置もその一つになるのではないかと思います。これらのことを総じてスマート農業と称されております。今回の質問では、トラクターや田植え機、コンバインなどの農機具自動運転について触れさせていただきます。最近の報道では、自動車の公道における自動運転も条件によっては認められるような流れとなってきており、新しい衛星の運用開始によって誤差がほとんど生じない状態にまで技術革新が進むとともに、各メーカーは巨額の費用をかけて他よりも早いシステムの開発とより確実な実用化にこぎつけるためにしのぎを削っております。農機具メーカーについても、自動運転には相当な力を注いでいて、つい最近これに関するドラマがテレビで放映されて

おりましたが、農業のIT化は一般の人達にさえも相当の関心事となっております。身近にもそのようなシステムを既に利用しておられる農家も出てきております。昨今の地域農業情勢は、我が町のみならず従事者の高齢化などが急速に進むことによって、経営規模の縮小が余儀なくされたり、ハウスなどの集約農業への移行など種々の理由により耕作地の集約化が進み、その状況は続くことが予想されます。それも止むを得ない訳ですが、それにより発生する余剰の農地をその他の農家や組織が委託等を受け耕作することによって、農地の再配分、大規模化が図られる半面も出てまいります。農作業のスピード化、効率化はますます求められてまいるのでないでしょうか。今後、そのような事情等も考慮しながら農作業における省力、軽量化をさらに進め、Iターンなどによる後継者や新規就農者の確保、楽しい魅力ある農業をアピールしていくための切り札として、先に申し上げた農機具のIT化は推進していかなければならないのではないかと思います。今、一般に出回っているGIS対応システムは既製の農機具に後付け可能で、主要なモニターなどの部品を付け替えることによって複数のトラクター間に利用できる30万円代のタイプから大型他機能で人が乗らずに自動運転可能なタイプの500万円代クラスまで、多様なタイプが実用化され市販されております。これらのシステムを活用することによって、農機から自動的に作業履歴を記録することができ、後の生産工程管理に役立てることも可能となり、農作業のノウハウをデータ化した上でビッグデータとして蓄積し、分析を行うことにより熟練農業者の技術を見える化することも可能ですから、単に農作業だけに関わらず幅広く利用価値を広げることができると思います。もちろん安全性についての対策も万全で、平成28年3月にはロボット農機に関する安全性確保ガイドライン案が作成されておりますことと、近くでコントローラーを持つ作業者がオペレーションするか、大型になりますと2台のトラクターを1人のオペレーターで同時に作動させ、片側のみのトラクターをコントロールして安全作業が確保できるようにもなっております。今後、我が町の農業にとってIT農業の推進は必要な事項だと考え、岩見沢市などの先進地域の例などを参考にして後継者や新規農業者確保のためにもインパクトがあると思われる取組みを図っていくために補助制度など設けるなどで、管内に先駆けてスマート農業に取組み差別化を図ってまいりたいと考えている考えはないでしょうか。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問のIT農業の推進について、お答えいたします。農業は、私達の生活に欠かすことのできない食を担う重要な産業であり、国の成長戦略にも位置付けられてございますが、生産現場におきましては、農業従事者の高齢化とともに、担い手や労働力の不足が恒常化しており、省力化や労働力補完システムの開発、研究が急がれております。このような中、国を中心に農機メーカーやIT企業、大学、研究機関など産官学が連携のもと、異業種での進展が著しいロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術、クラウドシステムをはじめとするICT、AI、IOTなどの先端技術を農業に取り入れたスマート農業の開発・普及に向けて、精力的な研究や実

証実験が取り組まれているところでございます。既に畜産分野においては搾乳ロボットや哺乳ロボット、耕種部門においては収穫ロボットやトラクター自動操舵装置など実用化されている技術もあり、国内農業の成長には、欠かすことのできない技術革新であると認識してございます。今後、当町の農業者も順次取り入れていくものと存じますが、当町の農業は耕種から畜産まで幅広い営農体系が確立されているため、農業者個々によって導入する機械、システム、技術は様々であり、費用も大きく違ってくるかと存じます。何よりもスマート農業は日進月歩で進化する技術であり、今後実証と低コスト化が十分に見込まれる分野かと存じますので、中山間の地域性を踏まえ、これからの技術革新の推移を見極めつつ、国や北海道からの財源措置が見通せた段階においての検討課題といたしたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） ただいま町長の方からと、または国の制度がありましたら積極的に進めてまいりたいという答弁でございましたけれども、私が言いたいのはですね、管内的にもまだそういうことを取組んでいる自治体はございませんけれども、新冠町が率先してスマート農業に取り組むんだという姿勢を見せるために、いくらか、僅かでもいいから補助制度などを設けるような、独自で設けるような考えはございませんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えします。町政執行方針の中でも申し上げましたが、今後における当町の課題は山積しており、優先すべき課題をしっかりと見つめ取り進めるとしておまして、議員ご提言の本案件につきましては現段階における優先順位は低いものと判断してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、竹中議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時05分といたします。

（10：50）

（11：04）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（芳住革二君） 次に、但野裕之議員の、改正水道法についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、改正水道法について質問いたします。水道は国内総人口に占める普及率が97%を超えていますが、各地の水道事業は人口減少に伴う水の需要減による収益悪化や水道施設の老朽化、災害に備えた耐震化対策、人材不足などの問題に直面し、全国的な課題となっています。特に、水道事業者の3分の1が給水に係る費用を料金で賄えない原価割れの状況にあり、対応は待ったなしの状態の小規模自治体の多くで事業の維持が困難

になりつつあります。こうした現状を踏まえ、社会の基礎インフラである安全な水を届けてくれる水道を将来にわたって維持するために悪化する経営環境の立て直しを図り、市町村などが運営する水道事業も基盤強化を目的に民間参入を促進する改正水道法が昨年12月に成立しています。この改正水道法は、全国で老朽化する水道施設を含むため市町村が運営する水道事業の効率化を図ることを狙いとしています。経営安定化に向けた改正水道法のポイントは、大きく4点あります。1点目は、国が水道の基盤強化のために基本方針を策定し、都道府県、市町村の責務も規定する。2点目は、広域連携を進めるため都道府県が市町村などで作る協議会を設置可能にする。3点目は、自治体が水道事業の認可や施設の所有権を持ったまま民間企業に運営権を委託できるコンセッション方式の導入。4点目は、国が外国資本算入やサービス低下の可能性に留意し、自治体が検討すべき指針を示すとしています。その柱となるのが、自治体が水道事業の認可を受けたまま運営権を民間に売却するコンセッション方式の推進ですが、民間のノウハウによりコストが削減されることを利点として強調し、導入は各自治体の判断としています。コンセッション方式については、前例として日本では航空事業などで導入例があり、経営の効率化や施設の維持管理などで一定の成果を挙げています。また、昨年4月に静岡県浜松市が下水道処理事業者で初めてコンセッション方式を導入しています。同市は海外で水道事業を手掛けるフランスのヴェオリアの日本法人の企業グループと20年間の運営委託契約を結んでいます。市が運営を続けた場合と比較して20年14.4%、約86億円の事業削減効果が見込まれ、25億円が運営権の対価として支払われます。官民連携によるコスト削減で将来的な市民の負担増を抑えることが期待されることから、現在水道事業についてコンセッション方式の導入を検討しているとのことですが、しかし、実質的な民営化により料金の高騰や水質悪化を招き、公営に戻したという海外の事例も見られます。これは民間に求める水道施設の管理運営や料金の設定方法が不明確だったために起きたと見られています。また、厚生労働省が海外の失敗例を3件しか調査していなかったことから十分な検証がなされていないとの批判もあります。これらのことから、コンセッション方式では利益を求めて必要な施設改修を遅らせたり、料金をむやみに引き上げたりする懸念は否めず、地震などの災害時に民間企業がどこまで復旧作業に社員を動員できるのか心配されます。当町において、水道事業は町民の理解の下、自助努力で運営すべきと考えます。改正水道法が施行されるのにあたり、3点について伺います。1点目、共通の課題となっている施設老朽化、収入減少、職員減少、基盤不安定化に関して当町の状況は。2点目、市町村を超えた広域連携を安易にするとしているが、近隣町との広域事業の可能性はあるのか。3点目、コンセッション方式による民間参入も将来的にあるのか。以上3点について伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の、改正水道法についてお答えいたします。この度の水道法改正の概要といたしまして、5つのポイントがございます。一つ目は関係者の責務の明確化、2つ目は広域連携の推進、3つ目は適切な資産管理の推進、4つ

目は官民連携の推進、5つ目は指定給水装置工事事業者制度の改善でございます。共通の課題となっております当町の現状といたしましては、施設老朽化につきましては、平成9年度より簡易水道事業において順次施設の改修及び改善を進めており、現在は道営事業等において管路の更新を行っております。収入減少につきましては、人口減少に伴い使用料減収にも付随されると存じますが、当町におきましては定住・移住対策と日高食肉センターの開設により水道使用料は上昇傾向にはございますが、今後は人口減に伴い減収は免れないものと認識しております。また、今後の水需要の経過を観察しながら、平成32年度には向こう10年間の水道事業会計の収支を反映した簡易水道事業経営戦略を取りまとめる予定ともなっております。職員減少につきましては、施設管理者、技術者などの後継者不足が課題となってくると考えられますが、適切な人員確保に努めてまいりたいと存じます。基盤安定につきましては、これまで申し述べましたように水道事業経営に係る総合的な課題と判断しておりますので、状況に応じた対応を心掛けてまいります。広域連携につきましては、平成23年度に北海道において北海道水道ビジョンを策定し、このビジョンを基に北海道を6ブロックに分け、広域連携に係る課題等の検討に取り組んでまいります。しかしながら、北海道の地域特性や地理的条件、料金格差など様々な問題があり、現実的に広域連携を行うには厳しい実態にあり、今後におきましても引き続き検討事項となっております。コンセッション方式につきましては、施設の所有権は従来どおり自治体に置き施設の運営権を民間事業者に委ねるものでございまして、当町の様な小規模水道施設等には用料金の設定等非常に難しい問題であり、民間事業者においては採算の採れることが最優先課題となっております。改正に伴う今後の予定といたしましては、水道法改正の5つのポイントの中の適切な資産管理の推進がございしますが、これにつきましては水道台帳が水道法にて義務付けられており、市街地及び節婦町につきましては、整備は完了となっておりますが、郊外における水道施設は整備中となっております。また、もう一つの指定給水装置工事事業者制度の改善については、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度が設けられ間口が広げられましたが、この結果都市部においては経営実態のない業者の登録が見受けられ、工事店の休廃止の実態が把握できない状態となっております。この様な実態を踏まえ、指定工事事業者の更新制を導入し、現在水道法施行規則の改正が予定されておりますので、その動向に併せ、今後当町の給水条例改正が必要となると思われまます。以上のことから水道事業につきましては、今後も引き続き関係機関と協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）

○議長（芳住革二君） 引き続き、改正漁業法と後継者対策についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） それでは通告に従い、改正漁業法と後継者対策について質問いたします。昨年の養殖を含む日本の漁業生産量は430万トンで1984年をピークに減少を続け、最盛期の約3分の1までに減少しています。また、かつて200万人を超えた

国内漁業者は約15万人までに減少し、その約4割が65歳以上を占めています。先行きが厳しさを増しつつある中、長期にわたって水産物を安定的に供給し、水産業の活性化を目指し漁業制度の約70年振りの抜本的となる改正漁業法が昨年12月に成立し、適切な資源管理の強化と成長産業化を柱としています。この改正漁業法のポイントは、漁獲可能量制度の対象を拡大、漁船ごとの漁獲割当方式を導入、密猟対策で罰金の上限の引き上げ、利活用されていない漁場に限り新規参入を認める、漁船の大きさに関する制限の緩和です。水産資源の管理について改正漁業法は、乱獲を防ぎ持続可能な漁業への転換を目指すもので、漁獲上限を定める漁獲可能量制度の対象魚種もサンマやアジなどの現在の8種目から拡大し、また国が漁船ごとに漁獲量を割り当てる個別割り当て方式による数量管理も導入して管理責任を明確にしています。漁獲可能量や漁獲枠の割り当てに関しては、農水省や都道府県が水産物の生息、育成調査や実績などを踏まえて設定します。加えて、ナマコやアワビなどの密猟対策を強化し、罰金の上限を現行の200万から3000万円に引き上げるものです。漁業を営む権利である漁業権の見直しでは、地域の漁業組合などに優先して与えられる制度を見直し、漁協が適切かつ有効に活用していない漁場や利用されていない漁場に限り企業が新規参入できるようになります。新たな漁場については、地域水産業の発展に最も寄与する者に漁業権を付与すると定められており、事前に既存の漁業者などの意見を考慮しています。適切な活用や地域水産業の発展への寄与に関する判断基準については、国がガイドラインを速やかに示すとしています。一方、漁船の大きさの制限は緩和し、大型化を促して操業の効率化を進めようとするものです。約70年振りの抜本改革となることから、水産庁などは全国100カ所以上で説明会を開催してきましたが、当地域において説明会は開催されたのか伺います。地元の漁業者や漁協に漁業権を優先的に割り当てる規定を廃止されることで民間企業の参入も考えられ、海を企業に売り渡すという一部の批判も見られます。地域の漁業者を守る上で町はどのような対応を取るのか。また、漁業後継者対策として主だった施策がないように思われます。地域の漁業、漁場を守る上でも漁業者に対し農家と同様に漁業後継者親元就業奨励金事業を行うべきと考えます。町長の所信を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の、改正漁業法と後継者対策についてお答えいたします。かつて世界一の漁獲生産量を誇っておりました我が国の水産業でございますが、今やピーク時の半分以下に減少し、水産庁の試算によりますと約30年後の漁業従事者は7万人程度、現在の半分以下にまで減少するものと予測されてございます。このような中、水産物の安定供給を継続していくためには、漁獲量の調整など適切な資源管理への取組みを進めるとともに、水産業の魅力を高め、新規参入や担い手づくりによる体制整備など新たな水産政策へのルール改正が必要となり、今般の約70年振りとなる法改正に至ったものと理解してございます。ご質問のございました当地域における説明会でございますが、法改正後水産庁主催による漁業者及び漁業協同組合、系統団体、地方公共団体

など関係者全般に向けた説明会は、平成31年1月15日から1月28日までの間、全国で6箇所、北海道は札幌市を会場に行われております。その後、道内各地での説明会が予定されてございまして、日高管内におきましては今年22日にえりも町での開催が予定されてございます。今般の改正は、沖合での漁業許可制度及び沿岸での漁業権制度の見直しが図られておりますが、漁業許可制度は資源管理に関する改正が中心のため当町漁業への影響はないものと判断してございまして、懸念されていますのは漁業権制度の改正かと存じます。漁業権には共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の3つがございまして、当町に影響の大きい共同漁業権は従前どおりの取扱いとなっております。今般、適切かつ有効に活用されていない漁場への企業等の新規参入が可能となりましたのは、区画漁業権及び定置漁業権でございまして、区画漁業権は養殖に係る漁業権でございまして、当町への影響が生じることはございません。また、定置漁業権はひだか漁協2系統、町内企業1系統の3系統でございまして、適切かつ有効に活用しているとの基準は乱獲を避け、漁場利用や資源管理に係るルールを遵守している場合が該当し、仮に漁場の一部を利用していない場合にもその理由が漁場の潮通しを良くするための目的や輪番で使用するために利用していない場合、資源管理のために漁業活動を制限しているなどの場合は適切かつ有効な利用と扱われますことから、定置漁業権につきましてもご心配されるような問題はないものと存じますし、新たな漁業権を設定する場合にも都道府県知事には地元漁業者等の意見を聞き、漁業調整に支障が生じないように設定することが義務付けられてもございまして、改正漁業法は平成30年12月14日に公布されましたが、施行は2年以内とされており、この間漁業者等の意見をしっかりと聞いた上で制度を作り上げていくこととされてございまして、懸念される事項が生じた場合には、ひだか漁協とも連携を図り、対応してまいりたいと存じます。また、漁業後継者対策につきましても、町政執行方針にも若干触れてございまして、既にひだか漁協及び漁業者代表との協議を行ってございまして、新年度以降に具体的な内容について協議を進めることとしておりますので、事業提案には今しばらく時間を頂戴いたしたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の町長の答弁で大体内容がわかりましたけれども、漁業の後継者問題、成り手不足の課題が解決されなければ経営基盤の弱体化が進むものと思われま。農業においては、本町では農業支援員、地域おこし協力隊の派遣事業があります。農業同様に漁業においても労働力の補完と新規就業などの担い手づくりの部分、そして地域活動を支える人材確保という上で農業同様に漁業の部分でも同様の事業の活用を提案したいと思っておりますが、その部分ではどうでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えいたします。議員がご心配、ご指摘の件につきましては行政側も共通認識しておりますので、後継者対策も含め2年間の猶予期間の中で関係者、関係機関としっかりと協議を検討してまいりますので、ご理解いただき

たいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。

○議長（芳住革二君） 次に、武藤勝圀議員の、自衛官募集事務についての発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 3番武藤です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問します。1点目は、自衛官募集事務についてです。安倍首相の自民党大会での自衛隊員の新規募集に対して、市区町村の6割以上が協力を拒否しているとの発言が波紋を広げています。自衛隊員募集は、自衛隊法などで市町村に協力を求めることができるなどとあるだけで、応じる義務はないことを防衛省も認めております。この点について、2点伺います。1点目、昨年5月15日付けで防衛省から初めて全国の市町村宛てに自衛官募集等についてという文書が発出され、市町村が自衛官募集事務の実施に協力を求め、募集事務に関わる計画の策定及び実施を要求しておりますが、当町はどう対応しているのか伺います。それから2点目は、募集対象者の個人情報はどのように取り扱われているのか。この2点、質問します。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝圀議員からご質問の、自衛官募集事務についてお答えいたします。1点目にごございます防衛大臣から平成30年5月15日付で自衛官募集等の推進についてとの依頼文書は当町にも届いてございます。この文書は、前年度までは防衛大臣から都道府県知事宛てに届き、知事から市町村へ通知されておりましたものと同様の趣旨で、その内容は我が国の防衛、災害派遣、国際平和協力など重要な任務を担う自衛隊の人材を確保するため、市町村に対し自衛官の募集事務について協力を要請する依頼文書となっております。ご質問にごございます募集事務に係る計画の策定及び実施については、要請文書の中で14項目が挙げられており、当町においては、その中から広報誌への募集記事の掲載、施設へのポスター掲示、自衛隊地方協力本部への募集対象者情報の提供などを実施してございます。また、これらの活動のほか、私が会長となり町内産業団体、自衛隊家族会等で構成している新冠町自衛隊協力会では、自衛隊及び家族会との連携を図るなどの活動もしてございます。なお、これらの活動に対し国から募集事務地方公共団体委託費として配分を受けており、本年度については2万1000円の配分通知を受けてございます。2点目の募集対象者の個人情報はどのように取り扱われているかについてお答えいたします。住民基本台帳法第11条では、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報を閲覧させることを請求することができるようになっており、自衛隊法施行令第120条では、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができることとなっております。今から遡ること4年と6カ月前の平成26年10月に開催されました第187回臨時国会の衆議院会議におき

まして、自衛隊への資料提供についての質問がございました。質問の要旨は、住民基本台帳法には国の機関による写しの閲覧は規定されているが、提供に係る明文化規定はなく、同法上、提供は予定されていないと考えられるとし、住民基本台帳法の趣旨及び条文に照らして、市町村による適齢者情報の提供がなぜ認められるのか明確な根拠を示されたいとのことであり、この質問に対して国側の答弁は、自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生募集に関し、必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することはこれらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからといって特段の問題を生ずるものではないと考えたと答弁し、議論は終結してございます。この国会での議論に基づき、平成28年2月18日法務局日高支局にて開催されました日高管内戸籍担当者会議の中で、自衛隊札幌地方協力本部より自衛官及び自衛官候補生の募集について資料提供のお願いを文書にて行なっており、さらには法律の内容を整理したところ、自衛官及び自衛官候補生の募集は資料提供を請求することを含め合法的なものであるとの説明を受けた後、管内7町の統一した意見として平成28年4月1日より自衛隊への資料提供の対応方法を次の通りといたしました。自衛官及び自衛官候補生の募集については、自衛隊法施行令第120条の規定により紙媒体の資料を提供することとし、現在においても法令に基づき適切に取り扱っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 結局いろいろ長々と述べられたんですけども、紙媒体で要するに提出しているということですよ。それで何歳と何歳の名簿を出してるのか再質問で聞きたいんですけども、何歳と何歳の名簿。そして、その出すことというのは町の個人情報保護条例、平成15年ですか、平成15年に町で個人情報保護条例を決めてる訳ですけども、これとの関係でこれに違反するのかわからないのかの2点伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 私の方から1点、名簿の提出年齢についてお答えさせていただきます。名簿の提出年齢は、18歳の方々の名簿を提出させていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問の、残りの部分についてお答えいたしたいと思っております。新冠町個人情報保護条例第10条の規定では、町長部局や教育委員会等の行政機関において、予め登録した目的の業務において取り扱うこととなっており、目的外に他の機関に提供してはならないとしておりますが、例外規定において法令等の規定に基づくととき及び他の実施機関、国、独立行政法人等または地方公共団体に提供する場合にあつて当該個人情報を受けるものが事務の遂行に必要な限度で利用することについて相当な理由があるときと定めており、本件の資料提供は個人情報保護条例に反していないと考えてございます。日頃より自衛隊への資料提供の対応でございますが、また提供を受けた自衛隊と

は利用が終了した後情報漏洩を防止するため速やかに焼却、裁断などの処置を講じ、確実に廃棄することを確認しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 2点あります。まず1つは、一応18歳の名簿について提出していて、いろいろ保護条例違反ではないということをおっしゃいましたけども、一応個人保護条例からいけば、その名簿を提出するという場合は最低本人の同意が必要でないかと思うんですけどその点1点。それからもう1つは、全国的な状況見ますと、これいろいろ各種でも報道されてますけれども、名簿を提出、うちみたく提出が30。全国の市町村ですらね36%。該当者抽出の名簿閲覧が34%。該当者抽出せず名簿閲覧20%。いずれの対応もなしが10%ということですから、全国的から見ても本当に出してるという僅か3分の1なので、是非先程言いましたようにやっぱり私は個人保護条例にやっぱり違反してると思うし、その自衛隊から求められてるのは他の自治体のその対応でいいんですよ。要するに最初町長が話ありましたように、要するにポスターを掲載するだとか広報に自衛官募集してるということで載せるだとか。それから自衛隊協力会ですか。そういう会合に出てということでもいいんでないかと思うんで、全国的な傾向からいったら僅か3分の1しか自治体が応じてない訳ですから、我が町でもやっぱり再検討するべきではないかと思えますけどもいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再々質問にお答えいたします。私としては本件の資料提供は、今述べた提供でございますけれども、個人情報保護条例に反してないという判断に基づいて行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 引き続き、JR日高線にかかる取組等について発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 2点目、日高線の問題について伺います。2月26日の町長会議では、鉄道存続を含め協議との合意になったようですけれども、今後の在り方について3点伺いたいと思います。1点目、1点目は町村会もそうですし私達共産党の議員も何回も国交省交渉してんですけども、道路作るのには金出すんですけども鉄道の復旧だとかそういう点にはほとんど冷たいと。そういう印象町長も前の私の質問で述べておられましたけれども、今この国交省のホームページを見ますとそういう雰囲気と全く違うんですよ。資料を町長にも渡しましたけども、国交省のホームページ開きますと、このインバウンドでこれを利用した鉄道復興ということを本当に相当なページで今述べています。言ってるのは要するに鉄道事業者とのハイレベルでの意見交換、情報共有を進めインバウンド政策を強力に推進するとしていると。もうまさに国策としてこのインバウンドをするという入れ込みなんですよ。で、鉄道積極活用したインバウンド観光の地方展開として外国人に人気の高い北海道。北海道は2番目なんです。1番目は東京なんですけども、外国人に人気高いのは北海道と。新たな鉄道旅行需要の創出を図ると、このように国交省は述べてん

ですよね。ですから、そういう点からいうと鉄道は繋がってこそ本当に意味があると思いますし、結局今の日高線の状況見て旅行してきた、しかし鷗川で切れてこっちにはこれないという点からすれば、ここ来年国立公園にもなるということですからそういう点でやっぱり観光資源としても貴重だと思うし、そういう点でもこの日高線をやっぱり残すという意味あるんでないかと思います。2点目は、最近も町長会議の報道等で各地の全員協議会での模様が報道されておりますけれども、その中で町長会議の公開を求める声が引き続き各地から出てきております。もし公開できなければやっぱり議事録は公開すべきでないかと思っておりますけれども、その点について伺います。それから3点目は、1月の28日の町長会議では、JRは廃線すれば護岸工事に着手するというふうに報道されておりますけれども、その法的根拠の裏付けについて、どう町長は考えておるか。この3点について伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝罔議員からご質問の、JR日高線にかかる取組等についてお答えいたします。ご質問の1点目につきまして、これまで行政報告でも町長会議での協議経過を申し上げているところでございますが、JR日高線の持続的な費用としてJR北海道から管内に求められた年13.4億円や北海道交通政策総合指針における鷗川・様似間の方向性に加え、国土交通省が公表したJR北海道の経営改善に向けた取組みなどの状況を踏まえ、町村会として昨年11月に全線復旧を断念した訳でございますが、その後の協議において、この結論を一旦保留にし、JR北海道との個別協議に入ることでございまして、個別協議の進展により交通モードの絞り込みを行なう形となっております。議員がおっしゃる鉄道の果たす役割につきましては、一般論として十分認識しているところでございますが、日高線の置かれている状況や、これまで町長会議などで幾度となく協議を行なってきた経過から、日高線復旧につきましては被災原因や地形状況を鑑み、現実的に極めて厳しいと考えているところでございます。次に、ご質問の2点目につきまして、町長会議の公開につきましては、町長会議でもJR問題に関して会議を公開するかどうかの協議をした経過はございますが、非公開とすることが望ましいとの結論になっているところでございますので、議事録につきましても同様に非公開の会議については公開すべきではないと考えてございます。最後に、ご質問の3点目につきまして海岸線の取扱いについて申し上げますと、海岸の陸側にある土地用途によって、大きくは公共海岸とその他の海岸の2つに分類され、公共海岸の内漁港海岸、建設海岸、農地海岸につきましては北海道が所管となっております。公共海岸は海岸法の適用を受けるものでございます。一方、鉄道海岸はその他の海岸の扱いで鉄道事業法が適用され、鉄道護岸は基本的に鉄道事業者が管理を行なうものでございます。昨年11月、北海道知事と管内7町長との意見交換の中で、護岸対策について道が責任を持って対応していくとの姿勢を示してございまして、日高線が廃線となった場合には建設海岸の取り扱いになり、JR北海道から北海道に所管が替わることから、現在道において道庁内部での検討やJR北海道との協議を重ねて

いるところと町長会議でも報告を受けてございまして、JR北海道としても日高線を廃止する際に護岸整備の範囲、金額、費用負担などについて道と協議しながら対策に取り組んでいくとの考えが示されているところでもございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 護岸整備なんですけれども、これ道議会でもJR言ってるのは要するに協議をするという意向を示しただけであって護岸整備に着手するとも護岸整備をするとも言明してないんですよ。今の状況というのは協議を経ないと誰が護岸整備に着手するのか決まらない、あるいは安易に廃線に合意してもJRの責任で新冠が願う護岸整備すら進まない。そういう可能性がある。それが今の現状だと思いますので、今町長報告ありましたけども、やっぱり新冠からすればやっぱりこの護岸整備が一番やっぱり大事な問題ですから、きちんとやっぱり今後ともその道とJRとの協議、これをしっかり見守って問題があればやっぱり声をあげて行ってほしいと、最後にそう思います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたします。繰り返しとなりますが、JR日高線につきましては先の答弁内容を鑑み、私見として諦めざるを得ないとの判断から全線復旧断念の意向を示したところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。併せまして、現段階においては北海道が建設海岸として受け取るためのJR北海道との協議経過の中であり、北海道に移管された後の護岸整備等については北海道と国交省との交渉事となると理解しておりますので、併せてご理解いただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

○議長（芳住革二君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 発議第1号 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第4 発議第1号 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝因議員。

○3番（武藤勝因君） 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書の提案理由を申し上げます。なお、この意見書は竹中進一議員の賛成を得て提案するものです。中教審は、1月25日教員の長時間労働の是正に向けた答申案を決定し、文部科学省に提出しました。しかし、異常な長時間労働の解消に必要な教職員増が盛り込まれませんでした。現場から聞こえる声は、教職員1人あたり1日4コマの授業負担という国の基準がなくなったことが長時間労働の大元にあるとの指摘です。教職員増なしに現在の大幅な残業時間をなくそうとすれば、現場では無理がきます。よって、国として持ち時間数の上限を定め、そのた

めの定数改善を行うことを柱に非正規教員の正規化と待遇改善や学校閉庁などで教員の夏休みや自主的研修の権利を保障するよう強く求めます。以上、教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書について、提案申し上げました。ご審議賜り、提案通り決定くださるようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより発議第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 当町における教職員の実態をお聞かせください。提出者にお聞きしています。

○議長（芳住革二君） 武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 当町における教職員の実態、何ですか。具体的に。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 教職員を増やし長時間労働の是正を求めるっていうことですから、その実態は、町の実態はどうなっているのかと聞きたいんですけども。

○議長（芳住革二君） はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） いや、これは全国的な問題なんですよね。課題なんです。ですから、新冠の具体的な状況まではおさえておりません。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 当町における現状がわからないでこういう意見書は出せるものなんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 望ましいのはそこまで調べてやればいいとは思いますが、この要するに意見書の主旨は全国的な課題で、今も全国的に問題なってる課題ですから、そういう点で当町の具体的な時間数まではおさえたことではなっていません。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、関係機関に提出することといたします。

◎日程第5 発議第2号 消費税率の10%への引き上げ断念を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第5 発議第2号 消費税率の10%への引き上げ断念を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝圀議員。

○3番（武藤勝圀君） 消費税率の10%への引き上げ断念を求める意見書の提案理由を

説明申し上げます。なお、この意見書は竹中進一議員の賛成を得て提案するものです。新しい資料で、今日の新聞に発表されましたが、共同通信社が実施した全国世論調査で、10月に統一される消費税10%の増税について、反対は前回調査から3.4ポイント増の54.4%。賛成は前回から5.1ポイント減の38.9%。こういう調査結果が出ております。統計不正は今も解明されていませんが、予算の土台を掘り崩すものです。国会での論議でも明らかになったように、増税の根拠は総崩れの状況です。安倍政権の14年4月からの消費税率の8%への引き上げは消費を大きく後退させ、今も深刻な不況が続いています。さらに10%増税を強行すれば、暮らしの悪化だけでなく経済そのものが壊滅的打撃を受けることは明らかです。安倍政権の増税対策も複数税率の導入、キャッシュレス決済のポイント還元など制度を複雑にし、国民の暮らしや営業の各分野で混乱を拡大するものです。低所得者ほど負担が重く、経済を冷え込ませ、国民の暮らしと日本経済を破壊させる増税、加えて増税判断の根拠まで覆った以上、引き上げをきっぱりと断念することを強く求めます。以上、消費税率の10%への引き上げ断念を求める意見書について、提案理由を申し上げました。ご審議賜り、提案通り決定くださるようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより発議第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。意見書の中に効果が疑わしいプレミアム付き商品券とありますが、効果が疑わしいとする根拠の説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 武藤議員。

○議長（芳住革二君） 賛成議員の竹中議員、答弁できますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） プレミアム付き商品券の発行ということで、この増税対策の1つになっておりますけれども、このプレミアム付き商品券の発行というのは現金で買う分が商品券に置き換わるだけで、消費対策の効果には疑問があるのではないかとということでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 私もこれ調べました。これはですね、2014年に消費税が5%から8%に引き上げた際に、景気が落ち込んだという教訓がありますよね。皆さんそれ痛感してると思います。報道でもなされました。その部分を教訓として踏まえて、平準化対策としたものです。そして今回のプレミアム付き商品券は低所得者、子育て世代の軽減負担に限っております。普通の一般の方には、このプレミアム付き商品券かえる予定はございません。そういった部分の負担軽減、そしてそのことにより地元の消費喚起を促すということで施策提案されているものですから。こういった部分を踏まえた中で提案理由であれば、私はこの内容、表現には疑問が残るんですけども。その辺はきちっと精査してこの意見書出したんですか。

○議長（芳住革二君） 答弁をお願いいたします。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 把握してませんでした。

- 議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、秋山議員。
- 9番（秋山三津男君） 10%に引き上げすることは私は反対ですが、今同僚議員が言った商品券に関しての部分を削除することはできるのでしょうか。
- 議長（芳住革二君） はい、武藤議員。
- 3番（武藤勝罔君） いや、このまま採決に付して決を取っていただきたいと思います。
- 議長（芳住革二君） はい、但野議員。
- 11番（但野裕之君） 今秋山議員が言われたように、私もこの意見書の文言の部分で問題があるんですよ。私自身もね、消費税10%引き上げは私反対なんです。反対なんですけども、この意見書を認めるということはこの文書そのものが提出される訳ですから、この文書の中に異議がある場合はやっぱり私も反対の立場になりますけども。ここでやっぱり問題になるのは、今言ったプレミアム商品券の部分で、これは私はいいい施策だと思いますよ。でも、前段に書かれている複数ある消費税導入とかキャッシュレス、その部分では私は反対したいんですけども、この部分では同意するんですけども、このプレミアム商品券の部分については異議を唱えたいと思います。秋山議員が言ったようにこの部分が削除されるのであれば賛成したいと思いますけども、この部分が残ったままの意見書であれば私は反対したいと思いますけども。
- 議長（芳住革二君） 答弁できますか。先程採決の方に移ってくれっていうことでありましたが、今反対討論的な意見が出ましたので討論の方に移っていきたいと思います。そのほか質問なければ討論に移りますがよろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。はい、長浜議員。
- 4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。増税による財源の使い道や使われ方を正すのではなく、増税そのものの断念を求めることは範疇に及ばないこととも思いますし、今の質疑のやり取りの中でも疑問が残る点があるので、本意見書には反対いたします。
- 議長（芳住革二君） 賛成討論の発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。
- 10番（竹中進一君） 賛成の立場で討論いたします。平成24年11月党首討論の際に、当時の安倍党首は消費税引き上げを約束し、平成24年12月野田内閣から政権交代いたしました。その約束も今日も反故にしていまいりました。景気等の判断で止むを得ない状況が続いたことが主な要因だと推測されますが、3月8日道新の記事に掲載されておりましたように、政府の6年3カ月景気拡大期戦後最大の景気拡大の達成に疑問符が付き、内閣府1月の景気動向指数によると前月比2.7%下落の97.9で、3カ月連続悪化していて、景気の山は昨年10月であったとの見方も出て、景気動向指数も下方への局面変化を示しているとなっております。また、増税に対する対策のキャッシュレスのポイント還元などは、高齢者に馴染みが薄く、その恩恵を受けることができない可能性が高く、低所得者などにも均一の税率となっている消費税の不公平感がますます感じられるこの時期

での引き上げには反対の立場から討論させていただきます。

○議長（芳住革二君） ほかに反対討論ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 先程武藤議員が説明したように、今月9日、10日の全国電話世論調査の結果では、増税反対に54.4%、賛成39.9%となっています。どこの町でも大体このような傾向になると思います。私も消費税増税には反対であり、町民の皆さんと話した中でも多くの反対の声が聞かれております。本来ならば賛成したいんですけども、先程の質疑の中でありましたようにプレミアム商品券という部分で異議があるということで、反対の方の討論となっております。従って、消費税増税には反対ですんですけども、意見書の内容に賛同できない表現があるということで、きちっと内容を精査した中での意見書であれば賛同したいと思っておりますけども、この文章では私は賛同しかねますので反対いたします。

○議長（芳住革二君） 賛成討論ほかにありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。賛成少数のため否決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（散会 12：13）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員